

# 令和6年度補正予算の 概要について (障害児支援関係)

こども家庭庁支援局障害児支援課

# 令和6年度補正予算における主な事項（障害児支援関係）

「国民の安心・安全と持続的な成長に向けた総合経済対策」（令和6年11月22日閣議決定）を踏まえ、障害児・医療的ケア児への支援の推進を図るため、以下の施策を令和6年度補正予算に計上している。

## （1）障害児支援人材確保・職場環境改善等に向けた総合対策の実施

- ・ 障害児支援現場における生産性を向上し、業務効率化や職場環境の改善等を図ることによる職員の離職の防止・職場定着を推進する
- ・ 障害児支援分野における業務効率化及び職員の業務負担軽減を推進しながら、安全・安心な障害福祉サービスを提供できるよう、障害児支援事業所等におけるICTの導入を支援する。

## （2）ICTを活用した発達支援の推進

- ・ 加速化プランに基づき、障害の特性や状態等に関わらず身近な地域でニーズに応じた支援を受けられる環境整備や、支援の質の向上を図る等の観点から、ICTを活用した発達支援の取組について、地域における先駆的な取組を後押しするとともに、全国での活用に向けた検証を実施する。

## （3）熱中症防止対策及び性被害防止対策の実施

- ・ 障害児支援事業所等において、子どもの安全を守る観点から、熱中症防止に資する新たな壁掛けエアコン等の導入、子どもの性被害防止に資する設備・備品の購入等を支援する。

## （4）その他の施策

- ・ 障害児入所施設等に従事する職員の人事費について、令和6年人事院勧告に伴う国家公務員の給与改定の内容に準じて障害児施設措置費の引上げ等を行う。
- ・ 令和6年能登半島地震における災害救助法適用地域の児童福祉法における障害福祉サービス等の利用者に対し、市町村等が利用者負担額を減免した場合は、特例として、この利用者負担相当額について、国がその全額を財政支援する。

<児童虐待防止対策等総合支援事業費補助金> 令和6年度補正予算(総額) 89億円

## 対策の趣旨

- 障害児支援人材の確保のためには、他産業の選択・他産業への流出を防ぐため、全産業平均の給与と差がつく中、緊急的に賃金の引き上げが必要。
- 賃上げとともに、障害児支援現場における生産性を向上し、業務効率化や職場環境の改善を図ることにより、職員の離職の防止・職場定着を推進することが重要。これらは働きやすさの改善のための事業者における基盤整備とともに、ＩＣＴ化推進等を通じた職場環境改善が必要。

## 総合対策

### 障害児支援人材確保・ 職場環境整備等事業 (84億円)

待遇改善加算を取得している事業所のうち、生産性を向上し、更なる業務効率化や職場環境の改善を図り、介護人材確保・定着の基盤を構築する事業所に対する支援

※人件費に充てることが可能  
※待遇改善加算の更なる取得促進をあわせて実施

### 地域障害児支援体制充実のための ＩＣＴ化推進事業 (4.7億円)

障害児支援現場における業務効率化及び職員の業務負担軽減を推進しながら安全・安心な障害児支援を提供する取り組みが全国的に進むよう、障害児支援事業所・施設等におけるＩＣＴ化を推進



待遇改善等加算による、賃金引き上げ・職場環境改善等

<児童虐待防止対策等総合支援事業費補助金> 令和6年度補正予算 84億円

## 事業の目的

- 障害児支援人材の確保のためには、他産業の選択・他産業への流出を防ぐため、全産業平均の給与と差がつく中、緊急的に賃金の引き上げが必要。
- 賃上げとともに、障害児支援現場における生産性を向上し、業務効率化や職場環境の改善を図ることで、職員の離職防止・職場定着を推進することが重要。
- これらを踏まえ、障害児支援人材確保・職場環境改善等を推進するための支援を実施する。

## 事業の概要

- 福祉・介護職員等処遇改善加算（※1）を取得している事業所のうち、生産性を向上し、更なる業務効率化や職場環境の改善を図り、障害児支援人材確保・定着の基盤を構築する事業所に対し、所要の額を補助する。
- 障害児支援事業所・施設において、その福祉・介護職員等が、更なる生産性向上・職場環境改善のため、自身の業務を洗い出し、その改善方策にも関与できる形とする等のための基盤構築を図る。このため、補助は、当該職場環境改善等の経費（※2）に充てるほか、福祉・介護職員等（※3）の人事費に充てることを可能とする。

※1 福祉・介護職員等処遇改善加算の更なる取得促進をあわせて実施。

※2 間接業務に従事する者等を募集するための経費や、職場環境改善等（例えば、処遇改善加算の職場環境要件の更なる実施）のための様々な取組を実施するための研修等の経費など

※3 当該事業所における福祉・介護職員以外の職員を含む

## 施策のスキーム図、実施要件（対象、補助率等）等

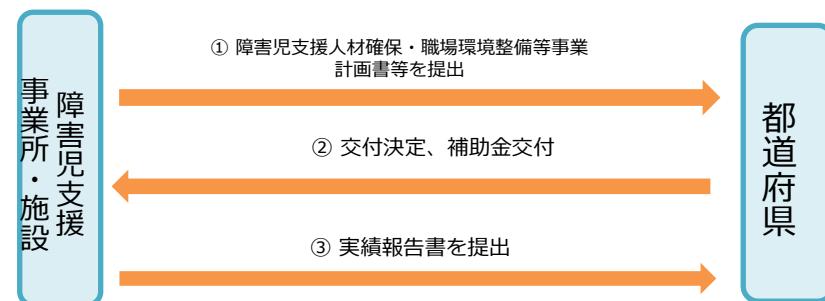
### ■ 支給対象

(1) 福祉・介護職員等処遇改善加算の取得事業所

(2) 以下の職場環境改善等に向けた取組を行い、そのための計画を策定し、都道府県に提出する事業所

<取組>

福祉・介護職員等の業務の洗い出し、棚卸しとその業務効率化など、改善方策立案を行う



※ 国保連システムを改修し、都道府県は、国保連から提供された各事業所の交付額一覧に基づき交付決定を実施。国保連システムを改修するとともに、国・都道府県に必要な事務費等を確保  
(国保連システム改修費及び国事務費については厚生労働省において計上)

# 障害児支援人材確保・職場環境改善等に向けた総合対策 (地域障害児支援体制充実のためのICT化推進事業)

支援局 障害児支援課

<児童虐待防止対策等総合支援事業費補助金> 令和6年度補正予算 4.7億円

## 事業の目的

- 障害児支援分野におけるICT活用により、障害児支援現場における業務効率化及び職員の業務負担軽減を推進しながら安全・安心な障害児支援を提供する取り組みが全国的に進むよう、障害児支援事業所・施設等におけるICT化推進事業を実施する。

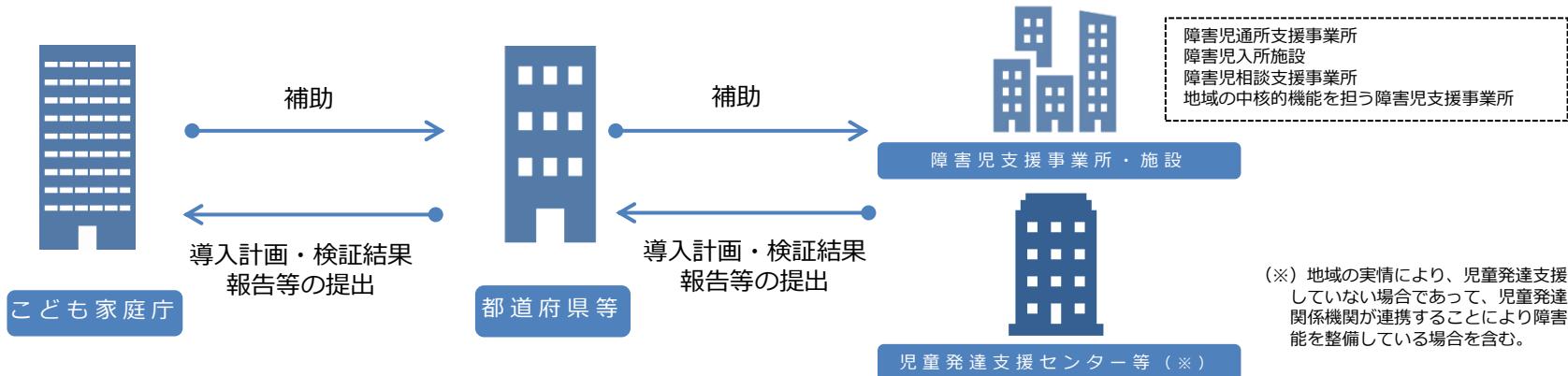
## 事業の概要

### (1) 障害児支援分野のICT導入モデル事業

- 一般の障害児支援事業所・施設等、及び地域の中核的機能を担う障害児支援事業所におけるICT導入に係る経費を補助する。
- モデル事業においては、事業開始前に事業所がICT導入に係る研修会（都道府県等が委託等により実施）に参加するとともに、ICT導入による業務効率化及び職員の業務負担軽減の取組を実践し、その効果を測定・検証のうえ国に報告する。

### (2) 児童発達支援センター等におけるオンライン環境整備事業

- 児童発達支援センター等が行う地域の事業所等との連携・調整等のオンライン化のためのICT導入に要する費用を補助する。



## 実施主体等

【実施主体】都道府県、指定都市、中核市

【負担割合】(A)事業所に対するICT導入支援 ((1)及び(2))

国1/2、都道府県・指定都市・中核市1/4、事業者1/4

(B)事業所に対する研修 ((1)のみ)

国1/2、都道府県・指定都市・中核市1/2

【補助基準額】(1)の(A) 1施設又は事業所当たり

1,000千円

(1)の(B) 1自治体当たり

272千円

(2)の(A) 児童発達支援センター等1箇所当たり

800千円

## 事業の目的

&lt;児童虐待防止対策等総合支援事業費補助金&gt; 令和6年度補正予算 75百万円

- 「こども未来戦略（令和5年12月22日閣議決定）」において、「全国どの地域でも、質の高い障害児支援の提供が図られるよう（中略）ICTを活用した支援の実証・環境整備を進める」とこととしている。  
これまで、障害児支援におけるICTの活用については、障害児支援現場の業務負担軽減や利便性の向上の観点から、バックオフィス業務や関係機関連携等において推進してきたところであるが、障害の特性や状態等に関わらず身近な地域でニーズに応じた支援を受けられる環境整備や、支援の質の向上を図る等の観点から、ICTを活用した発達支援の取組について、地域における先駆的な取組を後押しするとともに、全国での活用に向けた検証を進める。

## 事業の概要

- 地域におけるICTを活用した発達支援の先駆的な取組に係る環境整備（設備や物品等の導入）や運用の経費に対し、まずは2年間集中的にモデル事業として助成を行い、適切な取組に向けた事前の評価、取組の効果や課題、推進に当たっての懸念点・留意点等の分析・検証を行う。

## (考え方の例)

- ICTを活用した遠隔支援
  - ・特定の障害の特性や状態に応じた支援ニーズへの対応
  - ・身近な地域では対応できない専門職による支援
  - ・山間部や島しょ部等、通所が困難な地域に居住する障害児への対応
  - ・事業所等が連携した、新たなコミュニティや活動の場の創出による支援（例：オンライン上でクラスを編成し支援を実施） 等
- タブレットや機器等を活用した直接支援 等

※都道府県等においては、有識者や実施事業者等による検証の場を設ける等の体制を確保した上で、事前の評価や実施した取組に関する分析・検証を行い、その結果を国に報告する。



## 実施主体等

【実施主体】 都道府県、指定都市、中核市（全国5自治体程度をモデル自治体として選定）

【負担割合】 国10/10

【補助基準額】 定額

&lt;児童虐待防止対策等総合支援事業費補助金&gt; 令和6年度補正予算 2.0億円

### 事業の目的

- 今夏の平均気温は、平年を1.76度上回り過去最高の高温となった。熱中症による子どもの死亡数も増加傾向にあることから、北海道内の冷房機器等未設置の部屋があるすべての障害児支援事業所等において新たに壁掛けエアコン等を設置することが可能となるよう、熱中症防止対策の支援を行う。
- また、すべての子どもの安全安心な環境を確保するため、プライバシー保護の観点等から、障害児支援事業所等における性被害防止対策の支援を行う。

### 事業の概要

- 子どもの安全対策を講じるため、次に掲げる事業を実施する際、機器購入等の費用に係る補助を行う。

#### ① 障害児支援事業所等における熱中症防止対策支援事業

- 熱中症防止対策を行うため、新たに壁掛けエアコン等を導入する際に要する経費を補助する。

#### ② 障害児支援事業所等における性被害防止対策支援事業

- 性被害防止対策を行うため、必要な設備・備品の購入等に要する経費を補助する。



### 実施主体等

- 【実施主体】** (①) 北海道、札幌市、旭川市、函館市、市町村（北海道管内に限る）  
(②) 都道府県、市区町村

- 【負担割合】** (①) 国1/2、北海道等1/4、事業者1/4  
(②) 国1/2、都道府県・市区町村1/4、事業者1/4

**【補助基準額】**

- (①) 1施設又は事業所当たり 1,000千円以内
- (②) 1施設又は事業所当たり 100千円以内

令和6年度補正予算 5.9億円

## 事業の目的

- 障害児入所施設等に従事する職員の人事費について、令和6年人事院勧告に伴う国家公務員の給与改定の内容に準じて障害児施設措置費の引上げ等を行う。

## 事業の概要

障害児施設措置費の算定にあたっては、人事費・事業費・管理費等について、各々対象となる費目を積み上げて算定しており、そのうち、人事費の額については、国家公務員の給与に準じて算定している。

給与法の改正後に、令和6年人事院勧告に伴う国家公務員給与の改定内容を補正予算により予算に反映した上で、国家公務員給与の改定に準じて令和6年4月まで遡って障害児施設措置費の引上げ等を行う。

### (参考) 令和6年人事院勧告の内容

- ① 初任給を始め若年層に重点を置いて俸給月額を引き上げる
- ② ボーナスを0.1月分引き上げる（4.5月→4.6月）

## 実施主体等

【対象】障害児入所施設、障害児通所支援事業所に従事する職員

【実施主体】都道府県、指定都市、児童相談所設置市、市町村

【補助率】○国1／2、都道府県・指定都市・児童相談所設置市1／2

○国1／2、都道府県1／4、市町村1／4

&lt;障害児入所給付等災害臨時特例補助金&gt; 令和6年度補正予算 3.2百万円

**事業の目的**

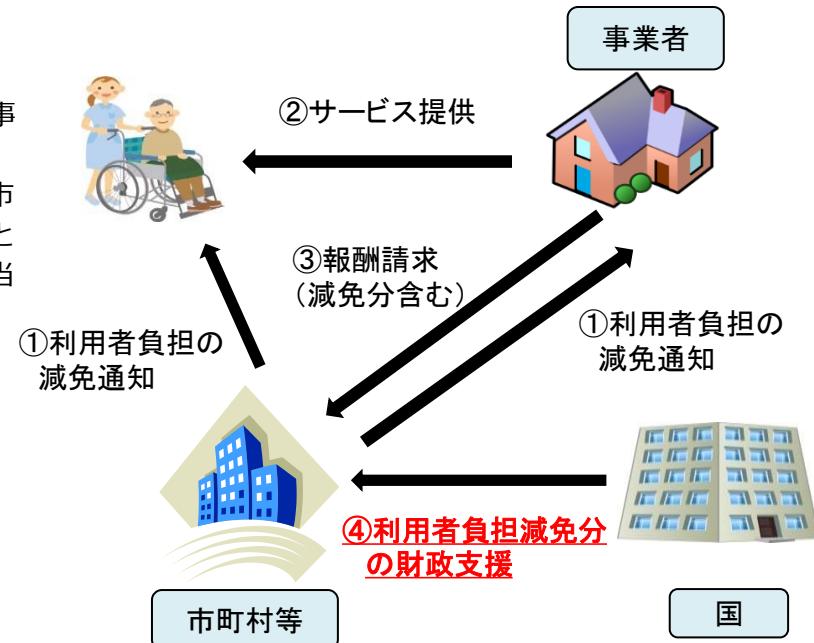
- 児童福祉法における障害福祉サービス等に係る利用者負担額については、市町村等の判断で、災害その他の事情により、利用者が負担することが困難であると認めた場合には、現行法においてその利用者負担額を減免することができる。
- 児童福祉法においては、サービスに係る費用から利用者負担額を除いた額を、国、市町村等がそれぞれ負担することになっているが、今回の災害の被害が甚大であることから、市町村等が利用者負担額を減免した場合は、特例として、この利用者負担相当額について、国がその全額を財政支援する。

**事業の概要**

- 市町村等において、児童福祉法に基づく以下のサービスに係る利用者負担の減免を行った場合に補助を行う。【障害児通所給付費・障害児入所給付費・やむを得ない事由による措置費】
- 児童福祉法においては、サービスに係る費用から利用者負担額を除いた額を、国、市町村等がそれぞれ負担することになっているが、今回の災害の被害が甚大であることから、市町村等が利用者負担額を減免した場合は、特例として、この利用者負担相当額について、国がその全額を財政支援する。

**【対象利用者】**

令和6年能登半島地震における災害救助法適用地域の利用者

**実施主体等**

【実施主体】対象利用者に対し、利用者負担減免を実施する市町村等

【負担割合】国 10/10